

# 一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会

## 退職年金規程

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会(以下「共済会」という。)が定める一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会退職共済事業運営規程(以下「運営規程」という。)の第1章第1条(目的)の退職共済事業を年金制度として運営するに必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2章 運 営

#### (本制度の運営)

第2条 この規程による年金制度(以下「本制度」という。)の運営は、運営規程とその一部としてこの規程に定めるところによる。

2 本制度の運営に関し必要な費用は、別に定めるところにより本制度から支出することができる。

#### (運営事項)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる事項は、運営規程に定めるところによる。

(1) 入会および退会

ア 運営規程第2条第4号に定める者(以下「会員」という。)が、同規程第7条に定めるところにより本制度に入会する。

イ 運営規程第8条第1項に定めるところにより本制度を退会する。

(2) 掛金

ア 掛金の額および事業主負担は、運営規程第13条および第14条に定めるところによる。

イ 本制度の給付の財源にあてるため、運営規程第15条に定めるところにより掛金を納付する。

ウ 前記アに定める掛金は、適正な年金数理に基づき算定する。

(3) 掛金の中断および復活

掛金の中断および復活は、運営規程第8条第2項、第30条および第32条に定めるところによる。

(4) 標準給与および平均標準給与

ア 本制度の掛金算定の基礎となる標準給与は、運営規程第20条に定めるところによる。

イ 本制度の給付算定の基礎となる平均標準給与は、運営規程第21条に定めるところによる。

(5) 会員期間の計算

本制度の給付算定基礎となる会員期間の計算は、運営規程第22条に定めるところによる。

(6) 端数の処理

本制度において掛金額および給付額を算定する場合、円未満の端数があるときは、運営規程第24条を準用する。

### 第3章 指定金銭信託(単独運用)契約および事務の委託

#### (指定金銭信託契約)

第4条 共済会は、本制度の管理・運用を目的として、信託銀行と指定金銭信託(単独運用)契約を締結し、本規程第3条第2号に定める掛金を信託する。

#### (事務の委託)

第5条 共済会は本制度の事務の委託を目的として、信託銀行と別に定める協定書を締結する。

## 第4章 給付

#### (給付の種類)

第6条 本制度の給付の種類は、次のとおりとする。

- (1) 退職一時金
- (2) 遺族一時金
- (3) 退職年金
- (4) 遺族年金

#### (退職一時金)

第7条 退職一時金は、運営規程第17条第3項第1号に定めるところによる。

#### (退職一時金の額)

第8条 退職一時金の額は、運営規程第23条第1項に定めるところによる。

#### (遺族一時金)

第9条 遺族一時金は、運営規程第17条第3項第1号に定めるところによる。

#### (遺族一時金の額)

第10条 遺族一時金の額は、運営規程第23条第1項に定めるところによる。

#### (一時金の給付)

第11条 一時金の給付は、運営規程第26条および第28条に定めるところによる。

#### (退職年金)

第12条 会員は、運営規程第17条第3項第2号に定めるところにより、退職年金を受ける権利を取得するものとし、その権利を取得した会員(以下「退職年金受給権者」という。)に、退会した月の翌月から退職年金を支給する。

2 前項に規定する退職年金の支給期間は、次に定めるいずれかの期間のうちから、退職年金受給権者が退会時に選択するものとする。

- (1) 5年間(保障期間 5年) = 年金現価率 55.57094
- (2) 10年間(保障期間 10年) = 年金現価率 103.50692
- (3) 15年間(保障期間 15年) = 年金現価率 144.85692

#### (退職年金の額)

第13条 退職年金の月額は、次により計算される金額とする。

退会した者の平均標準給与に会員期間および退会理由による区分に応じた別表1に定める率を乗じて得た額に選択した期間の年金現価率で除した額とする。

#### (退職年金の失権)

第14条 退職年金受給権者が死亡したときは、その者は、その翌月に退職年金受給権者たる地位を失う。

#### (遺族年金)

第15条 次の各号に定めるものが死亡したときは、その者の遺族は、その翌月に遺族年金を受ける権利を取得するものとし、その権利を取得した者(以下「遺族年金受給権者」という。)に遺族年金を支給する。

- (1) 退職年金受給権者
- (2) 会員期間が20年以上の会員

- 2 遺族年金の支給期間は、前項各号に定める者が死亡した月の翌月から、それぞれ次の期間とする。
- (1) 前項第1項に定める者が死亡したときは、その者により選択された支給期間からその者がすでに給付を受けていた期間を控除した残余の期間
  - (2) 前項第2号に定める者が死亡したときは、本規程第12条第2項を準用して遺族により選択された支給期間

#### (遺族年金の額)

第16条 遺族年金の月額は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 前条第1項第1号に定める者が死亡したときは、その者が受けていた退職年金月額と同額
- (2) 前条第1項第2号に定める者が死亡したときは、次により計算される金額  
死亡した会員の平均標準給与に会員期間および退会理由による区分に応じた別表1に定める率を乗じて得た額に選択された期間の年金現価率で除した額とする。

#### (遺族年金の失権)

第17条 遺族年金受給権者が死亡したときは、その翌月からその権利を失う。

#### (遺族年金の転給)

第18条 遺族年金受給権者が死亡したときは、その者が受けていた遺族年金を、その翌月から次順位の遺族に引き続き支給する。

#### (年金の給付)

第19条 年金の給付は、運営規程第26条および第28条の定めるところによる。

- 2 年金の給付時期は、毎年6月、9月、12月および3月の各月1日にそれぞれその前月分までを支給する。
- 3 年金の給付は、退職年金受給権者および遺族年金受給権者(以下「年金受給権者」という。)の指定した金融機関への振込等による。

#### (年金の一時払)

第20条 年金受給権者が、一時払いを希望したときは、年金の全部(以下「全部選択」という。)または一部(以下「一部選択」という。)を一時金で支給する。

- 2 全部選択の場合の一時金の額は、次により計算される金額とする。
  - (1) 年金受給権者が退会時に選択する場合は、その者の平均標準給与の月額に会員期間および退会理由による区分に応じた別表1に定める率を乗じて得た額とする。
  - (2) 年金受給権者が年金受給後に選択する場合は、当該一時金選択の月以降、その者により選択された支給期間からその者がすでに給付を受けていた残余の期間に応じた別表2に定める年金現価率を乗じて得た額
- 3 一部選択の時期は、退会時に限るものとし、選択の割合は、25%、50%および75%とする。
- 4 一部選択の場合の一時金の額は、次により計算される金額とする。  
平均標準給与の月額に会員期間および退会理由による区分に応じた別表1に定める率に選択割合を乗じて得た額とする。
- 5 一部選択後の年金月額は、次により計算される金額とする。  
平均標準給与の月額に会員期間および退会理由による区分に応じた別表1に定める率を乗じて得た額より一部選択の一時金を減じた額に選択した期間の年金現価率で除して得た額とする。
- 6 年金月額が10,000円以下の場合、年金に代えて一時金とする。

#### (給付の制限)

第21条 会員が運営規程第25条に該当する場合は、その者に支給すべき年金または一時金を支給しない。

#### (遺族の範囲および順位)

第22条 本制度の遺族の範囲および順位は、運営規程第18条に定めるところによる。

#### (請求の制限)

第23条 本制度の給付請求の期限は、運営規程第27条に定めるところによる。

### 第5章 受給手続

#### (届出義務)

第24条 退職給付金を受ける者は、共済会退会届兼退職給付金請求書を理事長に提出しなければならない。

#### (諸変更の届出義務)

第25条 年金受給権者は、次に定める場合には、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 住所の変更・改印・改氏名または年金受領方法を変更したとき
- (2) 届け出の印鑑を喪失したとき

#### (生存証明の提出義務)

第26条 年金受給権者は、毎年1月末日までに、自己の生存を証明する書類を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、本制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、前項に定める書類の提出の省略を認めることができる。

#### (遺族給付の受給手続)

第27条 遺族年金の給付を受けようとする者は、所定の年金受給者届に次の書類を添えて、理事長に届け出なければならない。

- (1) 年金受給権者の受給権喪失を証明する書類
- (2) 遺族年金受給権者の受給権を証明する書類
- (3) 本規程第22条に定める順位を同じくする受給権者が2人以上あるときは、これらの者が連署の上作成した遺族年金・遺族一時金の代表受領者に関する届出書

2 遺族一時金の給付を受けようとする者は、前項に準じて受給手続を行う。

3 理事長は、第1項各号に定める書類の提出の省略を認めることができる。

### 第6章 雑則

#### (年金財政決算および再計算)

第28条 本制度の年金財政は、過去1年間の収支状況に基づき、3月31日付で決算する。

2 本制度の再計算は、運営規程第13条第2項に定めるところによる。

#### (受給権の処分禁止)

第29条 本制度における受給権は、譲渡または担保に供することはできない。

#### (過払の調整)

第30条 年金受給者がその権利を失った場合に、本規程第27条に定める遺族給付の受給手続が遅れたことなどの事由により、年金の過払いが生じたときは、その過払いの額は、その者の遺族(その者が遺族であるときは、次順位の遺族)に支給すべき遺族年金から、差し引き調整する。

#### (債務の範囲)

第31条 共済会が本制度に関して、負担する債務については、会員から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

#### (規程の改廃)

第32条 この規程は、経済情勢の変化または社会保障制度の改正等の事情に応じて改廃することができる。

- 2 前項の規定により規程を廃止した場合は、既に発効した年金の受給権を失わせないよう適切な措置を講ずるものとする。

#### (施行細則)

第33条 本制度の実施上必要な事項であってこの規程に定めのない事項については、運営規程によるものとし、なお必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### (施行日)

第1条 この規程は平成2年4月1日から施行する。

##### (資産の移行)

第2条 平成2年3月31日現在の財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会退職共済事業制度の資産(給付の財源に充てる資産に限る。)を本制度に移行する。  
移行方法は別に定めるものとする。

##### (再計算に関する経過措置)

第3条 次回の年金財政の再計算は、本規程第28条の規定にかかわらず、平成4年1月1日に行う。

##### (内枠規定)

第4条 本規程により支給される一時金額および年金(年金現価相当額)は、運営規程により計算された額より控除する。

##### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、平成24年3月31日から施行する。

##### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は、令和5年1月1日から施行する。

別表 1

## 退職給付金乗率表

(平成16年4月1日施行)

会 員 期 間	退 会 理 由		
	第1号退会	第2号退会	第3号退会
1年	0.6	1.5	1.5
2年	1.2	2.0	3.0
3年	1.8	3.0	4.5
4年	2.4	4.0	6.0
5年	3.0	5.0	7.5
6年	4.5	6.0	9.0
7年	5.25	7.0	10.5
8年	6.0	8.0	12.0
9年	6.75	9.0	13.5
10年	7.5	10.0	15.0
11年	8.88	11.1	16.65
12年	9.76	12.2	18.3
13年	10.64	13.3	19.95
14年	11.52	14.4	21.6
15年	12.4	15.5	23.25
16年	13.28	16.6	24.9
17年	14.16	17.7	26.55
18年	15.04	18.8	28.2
19年	15.92	19.9	29.85
20年	21.0		34.65
21年	22.2		36.63
22年	23.4		38.61
23年	24.6		40.59
24年	25.8		42.57
25年	33.75		44.55
26年	35.25		46.53
27年	36.75		48.51
28年	38.25		50.49
29年	39.75		52.47
30年	41.25		54.45
31年	42.5		56.1
32年	43.75		57.75
33年	45.0		59.4
34年	46.25		61.05
35年	47.5		62.7
36年	48.75		62.7
37年	50.0		62.7
38年	51.25		62.7
39年	52.5		62.7
40年	53.75		62.7
41年	55.0		62.7
42年	56.25		62.7
43年	57.5		62.7
44年	58.75		62.7
45年	60.0		62.7
46年以上	60.0		62.7